



平成30年7月豪雨 被災者の皆様への生活支援情報

〈平成30年8月24日〉

平成30年7月豪雨による災害で被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

被災者の皆様への生活支援に関する情報をご提供いたします。

国の出先機関等は、それぞれ担当する業務について、皆様からのご相談を受け付けています。

また、九州管区行政評価局においても、いろいろなお問い合わせやご相談を受け付けておりますので、お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽にご利用ください。

●電話による相談受付：平日 8：30～17：45

行政相談専用ダイヤル 092-473-1100

●来所による相談受付：平日の8：30～17：45

住所：福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎8階
九州管区行政評価局（首席行政相談官室）

●インターネットによる相談受付：毎日

URL：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/gyousei-form.html>

●FAXによる相談受付：毎日 092-431-8317

まぐみみ福岡



総務省行政相談センター

総務省 九州管区行政評価局

福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎8階

九州管区行政評価局 首席行政相談官室

電話：092-473-1100

(注) 当冊子の情報は、平成 30 年 8 月 24 日時点の情報で作成しております。
各機関等における支援策等については、随時、追加、変更してまいります。
最新の情報は、九州管区行政評価局ホームページ(QR コード、下記 URL 参照)
に掲載しております。

URL : <http://www.soumu.go.jp/kanku/kyusyu.html>



災害救助法適用市町村：飯塚市、久留米市
生活再建支援法適用市町村：飯塚市、嘉麻市、北九州市、
久留米市

目

次



住まいや身の回りのこと

- 1 被災証明書の発行 (P. 3)
- 2 被災者のための住宅提供 (P. 4)
- 3 廃棄物、がれき、土砂の処理 (P. 4)



お金のこと

- 4 被災者生活再建支援金の支給 (P. 5)
- 5 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給 (P. 6)
- 6 日本財団の弔慰金 (P. 6)
- 7 災害援護資金の貸付 (P. 7)
- 8 生活福祉資金の貸付 (P. 7)
- 9 住宅の建設、補修等の融資 (P. 8)
- 10 住宅ローンの返済 (P. 8)
- 11 労働・雇用面の各種相談 (P. 9)



役所の手続きのこと

- 12 国税の特別措置 (P. 12)
- 13 県税の特別措置 (P. 13)
- 14 市町村税の特別措置 (P. 14)
- 15 公共料金の減免措置 (P. 15)
- 16 年金に関すること (P. 15)
- 17 登記済証 (権利証)、登記識別情報を紛失した場合 (P. 16)
- 18 運転免許証の再交付 (P. 17)
- 19 自動車の廃車手続き等 (P. 17)
- 20 特定非常災害の指定により講じられる措置 (P. 19)



民間の手続きのこと

- 21 損害保険 (P. 20)
- 22 生命保険の契約内容 (P. 20)
- 23 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合 (P. 21)
- 24 法律相談等の窓口 (P. 21)
- 25 消費生活相談窓口 (P. 22)
- 26 携帯電話等の契約等における本人確認 (P. 22)



医療・健康のこと

- 27 医療機関の受診 (P. 23)
- 28 こころの悩みや健康に関する相談 (P. 23)



教育のこと

- 29 奨学金の緊急採用、返還期限猶予、JASSO 支援金の受付 (P. 24)



事業者の方へ

- 30 中小企業者を対象とした相談窓口 (P. 25)
- 31 農林漁業関係の復興支援 (P. 26)



そのほかの情報

- 32 災害ボランティア (P. 27)
- 33 ペット動物に関する相談窓口 (P. 27)
- 34 太陽光発電システムに関する留意点・相談窓口 (P. 28)



住まいや身の回りのこと

1 り災証明書の発行

- ◆ 「り災証明書」は、住宅などの建物が災害の被害にあったことを証明するもので、税金の減免、各種の支援金・融資の申請などに必要となる場合があります。
- ◆ り災証明書の発行は、各市町村が行います。
 - ・ 「り災証明書」は、「住家」が対象で、カーポート、倉庫、門扉等は対象外です。
 - ・ 持ち家に限らず賃貸住宅の借主も申請が可能です。また、住民票がない場合でも実際に居住していれば申請が可能です。
 - ・ 住家以外の店舗、事業所、工場、自動車、動産等について、「被災証明」等の名称で市町村が証明を行うことがあります。証明の名称や対象は、市町村によって異なります。



2 被災者のための住宅提供

【公営住宅の提供】

- ◆ 住宅に被害を受けられた方に対して、一時的な避難場所として、公営住宅等を提供しています。

詳しくは、以下の窓口にお問い合わせください。また、政令市以外の市町村営住宅については、県の問合せ先にご連絡ください。

県、市等	担当部署	連絡先
福岡市	住宅都市局住宅管理課	092-271-2553
北九州市	建設都市局住宅部住宅管理課	093-582-2556
福岡県	県営住宅課	092-643-3739

- ◆ 福岡県以外の自治体においても、被災された方を対象に公営住宅の提供を行っております。

詳しくは、下記自治体のホームページをご確認ください。

提供自治体：札幌市、東京都、神奈川県、横浜市、愛知県、名古屋市、大阪府、大阪市

【UR都市機構の提供】

- ◆ 住宅に被害を受けられた方を対象に、一時的な避難場所としてUR賃貸住宅を提供しています。

詳しくは、UR福岡営業センターにお問い合わせください。

- ・ UR福岡営業センター：0120-555-795 / 092-722-1101
- ・ 営業時間：9:30～18:00

3 廃棄物、がれき、土砂の撤去等

- ◆ 被災者自ら廃棄物、がれき、土砂を撤去した場合でも、かかった費用を事後で請求できる場合があります。

- ◆ 詳しくは、お住まいの市町村等にお問い合わせください。また、環境省のホームページを参照ください。

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/h30gouu/30.html>



お金のこと

4 被災者生活再建支援金の支給

◆ 今回の災害で、住宅が全壊・大規模半壊した場合、半壊の被害や敷地被害を受けてやむをえない事由で住宅を解体したなどの場合において、生活再建のための支援金が支給されます。生活再建支援法の適用を受けた地域が対象となっています。

また、対象となる世帯は、以下のとおりです。

- ① 住宅が全壊した世帯
- ② 住宅が半壊し、又は敷地被害が生じ、住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が大規模半壊した世帯

支援金は、住宅の被害の程度に応じて支給される基礎支援金と、住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金とがあります。基礎支援金は災害発生日から13月以内、加算支援金は災害発生日から37月以内が申請期間となっています。

【基礎支援金】

住宅の被害の程度	全壊、解体、長期避難 (上記①、②、③)	大規模半壊 (上記④)
二人以上の世帯	100万円	50万円
一人世帯	75万円	37.5万円

【加算支援金】

住宅再建の方法	建設・購入	補修	賃貸
二人以上の世帯	200万円	100万円	50万円
一人世帯	150万円	75万円	37.5万円

◆ 詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。



5 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

◆ 今回の災害でお亡くなりになられた場合に災害弔慰金が、災害による負傷、疾病で著しい障害が生じた方に災害障害見舞金が、以下のとおり支給されます。

- ・ 生計維持者がお亡くなりになられた場合 500万円
- ・ 生計維持者以外がお亡くなりになられた場合 250万円
- ・ 生計維持者が重度の障害を受けた場合 250万円
- ・ 生計維持者以外が重度の障害を受けた場合 125万円

◆ 詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。

6 日本財団の弔慰金

◆ 今回の災害で亡くなられた方のご遺族を対象に、日本財団が弔慰金を支給しています。

受付期間	平成30年7月24日（火）～9月28日（金）
金額	亡くなられた方お一人につき10万円
申請できる方	平成30年7月豪雨で死亡された方（関連死含む）のご遺族（3親等以内）

◆ 詳しくは、日本財団経営企画部弔慰金担当（03-6229-5282、平日 9:00～17:00）までご相談ください。



7 災害援護資金の貸付

- ◆ 災害により住居や家財に被害を受けた場合に被害の種類や程度に応じて、災害援護資金の貸付が受けられます。
- ◆ 償還期限は、据置期間(3年)を含め10年です。据置期間中は無利子ですが、据置期間経過後の利率は年3%です。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

8 生活福祉資金の貸付

【緊急小口資金】

- ◆ 平成30年7月豪雨で被災された方で県内に住所を有し、当座の生活費を必要とする世帯に対し、生活福祉資金の特例貸付が行われます。原則として、一世帯につき一回限り10万円(一定の要件を満たす場合には20万円)以内とされています。
- ◆ 据置期間は貸付の日から1年以内、償還期限は、その後2年以内とされています。また、無利子です。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町社会福祉協議会にお問い合わせください。

【住宅補修費・災害援護費】

- ◆ 低所得世帯、障害者世帯、介護等を要する高齢者世帯に対して、住宅の補修等のための資金(250万円以内)や災害により臨時に必要な経費(150万円以内)の貸付が行われます。
- ◆ 償還期限は、据置期間(6か月以内)終了後、7年以内とされています。また、連帯保証人がいる場合は無利子です。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町村社会福祉協議会にお問い合わせください。



9 住宅の建設、補修等の融資

- ◆ 自然災害により自宅に被害を受けられた方に対して、建設資金、購入資金または補修資金について、金利を優遇した災害復興住宅融資を行っています。借り入れには、市町村が発行する「り災証明書」が必要です (<https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai.html>)。

詳しくは、住宅金融支援機構にお問い合わせください。

・住宅金融支援機構 お客様コールセンター：0120-086-353

(通話料無料、受付時間 9:00~17:00)

- ◆ 各金融機関においても、被災者向けの特別融資を行っております。詳細は、各金融機関にお問い合わせください。

10 住宅ローンの返済

- ◆ 住宅ローンの返済について、借入先の同意のもと、返済の免除や減額を申し出る仕組み（自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン）があります。

詳しくは借入先の金融機関にお問い合わせください。

借入先が銀行の場合、全国銀行協会相談室にお問い合わせいただくこともできます(ナビダイヤル0570-017-109または03-5252-3772、受付時間9:00~17:00)。

※ 福岡財務支局のホームページに、より詳細な情報が掲載されていますので、参照ください。

財務省福岡財務支局ウェブサイト

(http://fukuoka.mof.go.jp/html/kinyu/osirase/pagefukuokahp01700001_00001.html)



お金のこと

1 1 労働・雇用面の各種相談

- ◆ 雇用保険やお仕事の相談については、最寄りのハローワーク（公共職業安定所）にお問い合わせください。

各ハローワーク（公共職業安定所）の連絡先がご不明の場合は、福岡労働局職業安定部職業安定課（092-434-9801）にお尋ねください。

- ◆ 災害救助法の適用を受けた市町村において被災した事業所に雇用されている方、求職者の方々に対し、災害時における雇用保険失業給付の支給等について、特別措置が実施されています。

- ◆ 災害により事業所が休止・廃止し、一時的に離職された方については、失業給付を受給できます（一定の要件があります）。

詳しくは以下の窓口にお問い合わせください。

名称	電話番号
飯塚公共職業安定所	0948-88-4589
福岡労働局職業安定部職業安定課	092-434-9801

- ◆ 経済上の理由により休業を余儀なくされた事業所の事業主が、労働者の休業についての手当てを支払う場合、雇用調整助成金を利用できます。

詳しくは、以下の窓口にお問い合わせください。

名称	電話番号
福岡労働局職業安定部職業対策課 福岡助成金センター	092-411-4701
同 北九州雇用調整助成金臨時窓口	093-616-0860

- ◆ 災害によって事業財産に損失を受けたため、納期限内に労働保険料等を納付することが困難となった場合には、申請により一定期間その納付の猶予を受けることができます。

1 対象となる事業主

平成30年7月豪雨に係る被害により、事業の経営のために直接必要な財産（事業財産）に相当の損失（おおむね20%以上）を受けた事業主の方が対象になります。

2 対象となる労働保険料等

上記1の事業主の方のうち、損失を受けた日以後1年以内に納付する額が確定している労働保険料等（労働保険料、特別保険料及び一般拠出金）の全部又は一部が対象となります。



3 必要となる手続き

納付の猶予を受けるためには、福岡労働局又は県内の労働基準監督署に「納付猶予申請書」及び「被災明細書」を提出していただく必要がございます。

なお、年度更新の申告書の提出とともに納付猶予の申請を行うことも可能ですが、被害額が申告書の提出までに確定しない場合は、災害が止んだ日から2か月以内に申請していただくことになります。

4 必要書類の入手方法

申請に必要な「納付猶予申請書」及び「被災明細書」は、福岡労働局又は県内の労働基準監督署にございます。

また、福岡労働局ホームページ（<https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/>）することも可能です。

必要な書類を紛失した場合及びその他ご不明な点等につきましては、福岡労働局労働保険徴収課（092-434-9832）又は最寄りの労働基準監督署（連絡先等は福岡労働局ホームページで確認してください。）までご相談ください。

◆ 大雨により被災した場合の労災保険給付の請求について

事業主証明等がなくとも労災保険給付の請求を受け付けます。

今回の大雨による土砂災害等（以下「今回の災害」と言います。）で、被災された方等が労災請求をされる場合、通常は労災保険給付請求の手続きをする際には、所定の欄に「所属事業場の事業主の証明」及び「医師等診療担当者の証明」がそれぞれ必要となります。

しかし今回の災害により、事業場が倒壊するなどの事業主証明を受けることが難しい場合、当面の間、事業主証明がなくとも請求書を受け付けます。

また、今回の災害で療養を受けていた医療機関が倒壊するなどし、医師等診療担当者の証明を受けられない場合にも、同様に当面の間、診療担当者の証明がなくとも請求書を受け付けます。

上記の「事業主の証明が受けられない場合」、「診療担当者の証明が受けられない場合」には、労災請求される方が請求書の証明欄に「証明を受けられない理由をご記入ください。

ご不明な点がございましたら、最寄りの労働基準監督署又は福岡労働局労働基準部労災補償課（092-411-4799）までお問い合わせください。



お金のこと

- ◆ **健康管理手帳を提示できなくてもアフターケアを受診することができます。また、義肢等補装具がき損等した場合は、修理費用・購入費用を支給します。**

今回の大雨による土砂災害等により被災されたアフターケア健康管理手帳をお持ちの方、義肢等補装具等を使用されている方及び義肢等補装具等を請求される方のアフターケア及び義肢等補装具費等についての取扱いは以下のとおりとなります。

1 アフターケアについて

(1) アフターケアの受診について

- ア. 健康管理手帳を実施医療機関に提示できない場合には、氏名、生年月日及び対象傷病名をお伝えいただければ、アフターケアを受診することができます。
- イ. アフターケアを受けていた実施医療機関が患者受け入れ不可となっている場合や避難先でアフターケア実施医療機関が不明な場合には、最寄りの実施医療機関をご案内いたします。

(2) アフターケア健康管理手帳について

健康管理手帳をなくした場合などは、健康管理手帳を再交付することができます。

- ※ 「アフターケア」とは、仕事や通勤によるケガや病気で療養されている方が、そのケガや病気が治った後も、再発や後遺障害に伴う新たな病気を防ぐための診察等を受診することができる制度です。

2 義肢等補装具費について

- (1) 土砂災害等により義肢等補装具が、き損・亡失・修理不能となった場合には、修理費用又は購入費用を支給することができます。
- (2) 土砂災害等により購入・修理費用請求書に添付する採型指導の証明書が得られない場合には、この証明書の添付は不要です。なお、証明書が提出できない理由を都道府県労働局の担当者にお伝えください。

3 照会先

上記についての不明点及びその他の社会復帰促進等事業の取扱については、福岡労働局 労災補償課あてにご照会ください。

(問い合わせ先) 福岡労働局 労働基準部 労災補償課 092-411-4799

役所の手続きのこと



1 2 国税の特別措置

- ◆ 国税の特例措置として「申告等の期限延長」、「納税の猶予」などの措置が設けられています。いずれも所轄税務署への申請が必要です。
- ◆ 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害免除法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部軽減が図られます。
- ◆ 詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

名称	電話番号	管轄区域
甘木税務署	0946-22-2720	朝倉市、朝倉郡
飯塚税務署	0948-22-6710	飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡
大川税務署	0944-87-2125	大川市、三潴郡
大牟田税務署	0944-52-3245	大牟田市、柳川市、みやま市
香椎税務署	092-661-1031	東区の一部、宗像市、古賀市、福津市、糟屋郡
久留米税務署	0942-32-4461	久留米市、小郡市、うきは市、三井郡
小倉税務署	093-583-1331	小倉北区、小倉南区
田川税務署	0947-44-0430	田川市、田川郡
筑紫税務署	092-923-1400	筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫郡
西福岡税務署	092-843-6211	西区、城南区、早良区、糸島市
直方税務署	0949-22-0880	直方市、宮若市、鞍手郡
博多税務署	092-641-8131	東区の一部、博多区
福岡税務署	092-771-1151	中央区、南区
門司税務署	093-321-5831	門司区
八幡税務署	093-671-6531	戸畑区、八幡東区、八幡西区
八女税務署	0943-23-5191	八女市、筑後市、八女郡
行橋税務署	0930-23-0580	行橋市、豊前市、京都郡、築上郡
若松税務署	093-761-2536	若松区、中間市、遠賀郡



役所の手続きのこと

1 3 県税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、個人事業税、不動産取得税、自動車税等の県税に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期限の延長の救済措置があります。
- ◆ 家屋の取得後、その家屋を使用することなく災害により被害を受けた場合や災害により被害を受けた家屋に代わるものとして被害の日から3年以内に家屋を取得した場合は、被害の程度に応じて不動産取得税が減免されます。
- ◆ 災害により自動車が滅失、解体した場合または相当の被害を受けた場合は、自動車税が軽減されます。
- ◆ 個人事業税は、平成29年度の事業所得金額が1,000万円以下で、事業用資産等の損害金額(保険等で補填された金額を除く)が被害前の価額の100分の50以上となった場合に軽減されます。
- ◆ 詳しくは、最寄りの県税事務所にお問い合わせください。

名称	電話番号	管轄区域
北九州東県税事務所	093-592-3511	北九州市小倉北区、小倉南区及び門司区
北九州西県税事務所	093-662-9310	北九州市(戸畑区・八幡東区・八幡西区・若松区)、中間市、遠賀郡(水巻町・芦屋町・遠賀町・岡垣町)(間税系の業務は、行橋市・京都郡・築上郡・豊前市も所管)
行橋県税事務所	0930-23-2216	行橋市、豊前市、京都郡、築上郡(課税業務については北九州東県税事務所が所管)
博多県税事務所	092-473-8311	福岡市博多区、南区
東福岡県税事務所	092-641-0201	福岡市東区、宗像市、古賀市、福津市、糟屋郡
西福岡県税事務所	092-735-6141	福岡市中央区、福岡市西区、福岡市城南区、福岡市早良区、糸島市
筑紫県税事務所	092-513-5573	筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫郡
久留米県税事務所	0942-30-1012	久留米市、小郡市、うきは市、朝倉市、朝倉郡、三井郡
大牟田県税事務所	0944-41-5122	大牟田市、柳川市、みやま市 (課税については久留米県税事務所が所管)

役所の手続きのこと



名称	電話番号	管轄区域
筑後県税事務所	0942-52-5131	八女市、筑後市、大川市、八女郡（広川町）、三潴郡（大木町） （課税については久留米県税事務所が所管）
田川県税事務所	0947-42-9302	田川市、田川郡 （課税については飯塚・直方県税事務所が所管）
飯塚・直方県税事務所	0948-21-4902	直方市、飯塚市、宮若市、嘉麻市、鞍手郡、嘉穂郡

1 4 市町村税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、固定資産税、住民税、国民健康保険税(料)、介護保険料等に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長等の救済措置が受けられる場合があります。
- ◆ 詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。



役所の手続きのこと

15 公共料金の減免措置

- ◆ 電気、電話等については、各事業者において、災害救助法の適用区域の被災者に対し、支払期日の延長、料金の減免、工事費の免除、修理費用の軽減など特別措置を行う場合があります。適用の条件、支援措置の内容については、事業者ごとに異なります。

また、減免措置等は、お客様からの申出が必要な場合がありますので、手続き方法について、各社へご確認ください。

- ◆ 上下水道についても、基本料金、使用料金の減免等が行われる場合があります。詳しくは上下水道の事業者（市町村）にご確認ください。

- ◆ NHKでは、災害救助法の適用区域内で、建物が半壊、半焼または床上浸水以上程度の被害を受けた場合、申出に基づき、平成30年7月から平成30年12月分の受信料が免除になります。

詳しくはNHK（0570-077-077 9:00～20:00 ご利用になれない場合050-3786-5003（有料））にお問い合わせください。

16 年金に関すること

- ◆ 日本年金機構は、平成30年7月豪雨により被害を受けられた方から年金給付、国民年金の保険料納付や免除、厚生年金保険の保険料納付やこれらの手続きに関する相談を受け付ける「被災者専用フリーダイヤル」を開設しています。

- ・被災者専用フリーダイヤル：0120-010-551

[月曜8:30～19:00、その他平日8:30～17:15、第2土曜9:30～16:00]

年金給付に関する相談：ガイダンス（1）

国民年金の保険料納付、免除等に関する相談：ガイダンス（2）

厚生年金保険の保険料納付、手続きに関する相談：ガイダンス（3）

役所の手続きのこと



- ◆ 年金手帳、年金証書を紛失した場合は、再発行ができます。
- ◆ 国民年金被保険者について、一定の要件に該当する場合には、申請に基づいて災害時の保険料が免除されます。
- ◆ 被災に伴い厚生年金保険料等の納付が困難な事業者に対しては、納付の猶予制度があります。
- ◆ 詳しくは、上記フリーダイヤル又は最寄りの年金事務所（国民年金課等）[平日8:30~17:15]でご確認ください。

名称	所在地	電話番号 (代表)
大牟田年金事務所	福岡県大牟田市大正町6-2-10	0944-52-5294
街角の年金相談センター 北九州	福岡県北九州市八幡西区西曲里町2-1 黒崎テクノプラザ1-1階	093-645-6200
久留米年金事務所	福岡県久留米市諏訪野町2401	0942-33-6192
小倉北年金事務所	福岡県北九州市小倉北区大手町13-3	093-583-8340
小倉南年金事務所	福岡県北九州市小倉南区下曾根1-8-6	093-471-8873
中福岡年金事務所	福岡県福岡市中央区大手門2-8-25	092-751-1232
西福岡年金事務所	福岡県福岡市西区内浜1-3-7	092-883-9962
直方年金事務所	福岡県直方市知古1-8-1	0949-22-0891
博多年金事務所	福岡県福岡市博多区博多駅東3-15-23	092-474-0012
東福岡年金事務所	福岡県福岡市東区馬出3-12-32	092-651-7967
南福岡年金事務所	福岡県福岡市南区塩原3-1-27	092-552-6112
八幡年金事務所	福岡県北九州市八幡西区岸の浦1-5-5	093-631-7962

17 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合

- ◆ 土地・建物の権利証（登記済証・登記識別情報通知書）を紛失したことによって土地・建物の所有権等の権利を失うことはありません。売買、贈与、抵当権設定時に、上記書類を紛失している場合、他の手段での本人確認となります。

詳しくは、福岡法務局にお問い合わせください。

- ・ 電話：092-721-4575
- ・ 受付時間：平日8:30~17:15



役所の手続きのこと

1 8 運転免許証の再交付

- ◆ 災害により自動車運転免許証を汚損、紛失した場合は再交付ができます。
- ◆ 詳しくは、最寄りの試験場にお問い合わせください。

名称	所在地	電話番号
福岡試験場	福岡市南区花畑 4-7-1	092-565-5010
北九州試験場	北九州市小倉南区日の出町 2-4-1	093-961-4804
筑豊試験場	飯塚市鶴三緒 1518-1	0948-26-7110
筑後試験場	筑後市大字久富 1135-2	0942-53-5208

1 9 自動車の廃車手続き等

- ◆ 被災自動車の廃車手続きの際には、申請書、ナンバープレート 2 枚、自動車検査証、所有者の印鑑証明書、所有者の実印を準備し、管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所で手続きする必要があります。

なお、手続きにつきましてはその他必要となる書類もありますので、下記運輸支局又は検査登録事務所までお問い合わせください。

名称	電話番号	管轄区域
福岡運輸支局	050-5540-2078	福岡市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫野市、宗像市、福津市、古賀市、糸島市、筑紫郡、糟屋郡
北九州自動車検査登録事務所	050-5540-2079	北九州市、行橋市、豊前市、中間市、遠賀郡、京都郡、築上郡
久留米自動車検査登録事務所	050-5540-2081	久留米市、大牟田市、柳川市、朝倉市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、みやま市、うきは市、朝倉郡、三井郡、三潴郡、八女郡
筑豊自動車検査登録事務所	050-5540-2080	直方市、飯塚市、田川市、嘉麻市、宮若市、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡

(注) ダイヤル後、音声ガイダンスが流れます。流れ始めましたら「037」とプッシュして下さい。

役所の手続きのこと



- ◆ 通常、管轄する運輸支局等で抹消登録等の廃車手続を行うと自動車税(軽自動車については軽自動車税)が課税されない仕組みとなっています。
詳細は、福岡県(軽自動車税は市町村)の税務担当までお問い合わせください。
 - ◆ 自動車重量税の還付については、リサイクル法に基づき適正に解体された使用済み自動車の所有者の方は、運輸支局又は自動車検査登録事務所において自動車の永久抹消又は解体の届出と同時に自動車重量税還付申請をすることで、廃車日から車検残存期間(車検残存期間が1カ月以上あるもの)に応じた自動車重量税の還付を受けることができます。
なお、被災者生活再建支援法が適用された市町村において、災害により自動車検査証の有効期間内に被害を受けて廃車となった被災自動車の所有者の方は、自動車の永久抹消登録又は滅失・解体の届出の手続を行い、自動車重量税の還付申請書を提出することにより、発災日より車検残存期間(車検残存期間が1カ月以上あるもの)に応じた自動車重量税の還付を受けることができます。
詳細は、運輸支局又は自動車検査登録事務所までお問い合わせ下さい。
- ※ なお、軽自動車の廃車の手続き及び自動車重量税還付の手続きにつきましては、軽自動車検査協会にお問い合わせ下さい。



役所の手続きのこと

20 特定非常災害の指定により講じられる措置

◆ 平成30年7月豪雨による災害が特定非常災害に指定されました。この指定により、次の措置が講じられます。

① 運転免許のような許認可等について存続期間（有効期間）が最長で平成30年11月30日（金）まで延長されます。

平成30年6月28日以後に満了する許認可等が対象です。対象となる許認可等、対象地域、延長後の満了日は今後、各府省の告示で定められ、下記の総務省特設ページ等でお知らせします。

② 事業報告書の提出などの法令上の義務を履行できない場合の免責期限が設定されます（平成30年9月28日（金）までに履行すれば、処分や刑罰を受けません。）

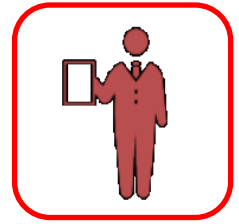
上記のほか、③法人に係る破産手続開始の決定の留保、④相続放棄等の熟慮期間の延長、⑤民事調停の申立手数料の免除の措置が講じられます。（⑤の詳細は、最寄りの裁判所にお尋ねください。）

<総務省特設ページ>

http://www.soumu.go.jp/h30_July_heavy-rain/index.html



民間の手続きのこと



2 1 損害保険

- ◆ 損害保険の適用などについては次の窓口にお問い合わせください。

- ・ご契約の損害保険会社
- ・そんぽADRセンター(受付時間 9:15~17:00 ナビダイヤル0570-022-808)
(IP電話からは092-235-1761)

- ◆ 証券の紛失等により、保険契約に関する手掛かりを失った方は次の窓口で照会できます。

- ・自然災害損保契約照会センター(受付時間 9:15~17:00)
- ・フリーダイヤル0120-501-331 (IP電話からは03-6836-1003)

2 2 生命保険の契約内容

- ◆ 生命保険会社、かんぽ生命では、災害救助法適用市町村にお住まいの被災者について、保険料の払い込み猶予期間の延伸(最長6か月)、保険金の非常時即時払い等の非常取扱いを実施しています。詳しくは、ご契約の生命保険会社、かんぽ生命にお問い合わせください。

また、家屋等の流失・焼失等により生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な方は、次の窓口にお問い合わせください。

- ・生命保険協会災害地域生保契約照会センター フリーダイヤル0120-001-731
- ・かんぽコールセンター フリーダイヤル0120-552-950



民間の手続きのこと

2 3 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合

◆ 災害救助法適用市町村にお住まいの被災者について、金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では通帳、保険証書や印鑑を紛失した場合でも、本人確認ができれば、預貯金、保険金等の払戻しを行うこととしています。

- ・各金融機関（銀行、信用金庫、信用組合）、保険会社等の窓口
- ・ゆうちょコールセンター フリーダイヤル0120-108-420
- ・金融庁相談ダイヤル ナビダイヤル0570-016-811
(IP電話からは03-5251-6811)

※ 19～21については、福岡財務支局のホームページに、より詳細な情報が掲載されていますので、参照ください。

財務省福岡財務支局ウェブサイト

(http://fukuoka.mof.go.jp/html/kinyu/osirase/pagefukuokahp01700001_00001.html)

2 4 法律相談等の窓口

【法テラス（日本司法支援センター）】

- ◆ 災害救助法が適用された市町村の区域に同年6月28日において住所、居所、営業所などがあつた方を対象に、生活の再建に当たり必要な法律相談を無料で行います。ご利用については、最寄りの法テラスへご連絡ください。
- ◆ 災害に関する法的問題の解決に役立つ制度や相談窓口の情報提供については、下記のフリーダイヤルにお問合せください。

電 話：0120-^{おなやみレスキュー}078309（平日9時～21時、土曜9時～17時）

【福岡県弁護士会】

- ◆ 県内17か所に法律相談センターを設置しており、今回の災害の被災者の方及びご家族からの面談による相談に無料で応じています。あらかじめ予約が必要です。
 - ・受付電話番号：0570-783-552
(ナビダイヤルでお近くの法律相談センターにおつなぎいたします)



2 5 消費生活相談窓口

- ◆ 国民生活センターでは、今回の災害の被災地域及び被災者の方を対象として「平成30年7月豪雨消費者トラブル110番」を開設し、福岡県内からつながる下記のフリーダイヤル（通話料無料）で、消費生活に関する相談を受け付けています。

【相談特設番号】 フリーダイヤル 0120-7934-48

【相談受付時間】 10時～16時（土曜日曜祝日含む）

※ 050から始まるIP電話からはお受けできませんので、03-5793-4110（有料）で対応します。

2 6 携帯電話等の契約等における本人確認

- ◆ 今回の災害で本人確認書類を喪失した場合において、平成30年7月13日から平成30年12月31日までの間、確認書類がなくても携帯電話等の契約等を行うことができます。

詳しくは、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban18_01000043.html）をご確認ください。



医療・健康のこと

27 医療機関の受診

- ◆ 被災により被保険者証等を紛失、家に置いたまま避難している等、医療機関に提示できない場合には、医療機関の窓口で氏名、生年月日、連絡先、住所等を申し立てすることにより保険診療で受診することができます。詳しくは、保険者(健保は協会けんぽ、国保は市町村)、各医療機関にお問い合わせください。
- ◆ 災害救助法の適用市町の住民の方で、適用市町の国民健康保険・介護保険、後期高齢者医療、協会けんぽに加入している場合、下記①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を申告していただくことで、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について支払いが不要となります(平成 30 年 10 月末まで)。
 - ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
 - ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
 - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
 - ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
 - ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

28 こころの悩みや健康に関する相談

- ◆ こころの悩みや健康に関する相談を電話でお受けしています。

相談窓口等の名称	電話番号	受付時間
心の電話福岡	092-821-8785	火曜、木曜、金曜 13 時～17 時、盆休み
心の電話北九州	093-671-4343	24 時間対応 365 日対応
心の電話筑豊	0948-29-2500	平日 18 時～21 時、盆休み
心の電話筑後	0942-36-1313	月曜、水曜、金曜 13 時～16 時、盆休み
心の健康相談電話	092-582-7400	平日 9 時～12 時、13 時～16 時

教育のこと



29 奨学金の緊急採用、返還期限猶予、JASSO 支援金の受付

- ◆ 独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）では、①災害救助法適用地域の世帯の学生に対する奨学金の緊急採用、②奨学金返還者からの減額返還・返還期限猶予の願出を受け付けています。緊急採用奨学金については、在学している学校を通じて申し込む必要があります。また、奨学金返還の減額返還・返還期限猶予は、「奨学金減額返還願」もしくは「奨学金返還期限猶予願」を同機構に提出する必要があります。
- ◆ 学生本人が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた方に対してJASSO支援金（10万円（返還不要））の申請受付をしています。在学している学校を通じて申し込む必要があります。



事業者の方へ

30 中小企業者を対象とした相談窓口

- ◆ 被害を受けられた中小企業者の方々を対象とした災害復旧貸付の利用や融資及び返済については、次の窓口で相談を受け付けています。

【日本政策金融公庫】

支店名	国民生活事業	中小企業事業
福岡支店	092-411-9111	092-431-5296
福岡西支店	092-712-4381	
北九州支店	093-541-7550	093-531-9191
八幡支店	093-641-7715	
久留米支店	0942-34-1212	

【福岡県】

名称	電話番号
福岡県商工部中小企業振興課金融係	092-643-3424
福岡中小企業振興事務所	092-622-1040
久留米中小企業振興事務所	0942-33-7228
北九州中小企業振興事務所	093-512-1540
飯塚中小企業振興事務所	0948-22-3561

【中小企業庁】

福岡県よろず支援拠点 092-622-7809

事業者の方へ



3 1 農林漁業関係の災害復興

- ◆ 被災された農林漁業者を対象に農林漁業セーフティネット資金等の利用や災害復旧貸付等についての相談窓口を設置しています。

名称	連絡先
日本政策金融公庫 福岡支店 農林水産事業	092-451-1780
農林中央金庫 福岡支店	092-271-2113

- ◆ 農林水産業に関する支援制度（融資、共済、災害復旧工事等）、技術対策については、次の窓口で相談を受け付けています。

【各種支援制度について】

相談内容	窓口機関名	連絡先
農業、林業の支援制度（融資、共済、災害復旧工事等）	八幡農林事務所（総務課）	093-601-8851
	行橋農林事務所（総務課）	0930-23-0380
	福岡農林事務所（総務課）	092-735-6121
	朝倉農林事務所（総務課）	0946-22-2730
	筑後農林事務所（総務課）	0942-52-5642
	飯塚農林事務所（総務課）	0948-21-4951



そのほかの情報

3 2 災害ボランティア

- ◆ 久留米市、飯塚市、北九州市及び嘉麻市の社会福祉協議会の災害ボランティアセンターは閉所しました。
- ◆ 災害ボランティアセンター閉所後の災害ボランティアの依頼につきましては、各社会福祉協議会のボランティアセンターで対応している場合があります。詳しくは、各社会福祉協議会にお問い合わせください。

3 3 ペット動物に関する相談窓口

- ◆ 迷子になったペットに関する相談、飼い主不明のペットの保護情報、その他ペットの飼育全般の相談を受け付けています。

市町村	開設場所	連絡先
福岡市	東部動物愛護管理センター（あにまるぽーと）	092-691-0131
	家庭動物啓発センター（ふくおかどうぶつ相談室）	092-891-1231
北九州市	北九州市動物愛護センター	093-581-1800
久留米市	久留米市動物管理センター	0942-30-1500
その他の市町村	福岡県動物愛護センター	092-944-1281

（注） その他の市町村については、福岡県動物愛護センター（092-944-1281）または最寄りの保健福祉（環境）事務所にお問い合わせください。



3 4 太陽光発電システムに関する留意点 ・相談窓口

- ◆ 総務省行政評価局は、使用済太陽光パネルの廃棄処分等の実施状況を調査し、その結果を公表しています（平成29年9月8日）。

調査においては、

- ① 災害によって損壊したパネルであっても、日光が当たれば発電するため、直接接触すると感電の危険性があること、
- ② パネルには有害物質が含有されているものもあり、廃棄に当たっては適正な処理が必要であること

とされているところ、こうした点が十分認識されていなかったことなどが明らかとなっています。詳細は、ホームページに掲載しています。

- http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/107317_0908.html
総務省行政評価局 評価監視官（法務、外務、経済産業等担当）
電話：03-5253-5450（直通）

- ◆ 浸水等の被害を受けた太陽光発電システムの取扱い上の留意点をホームページに掲載しています。

- <http://www.jpea.gr.jp/topics/180710.html>
一般社団法人 太陽光発電協会
〒105-0004 東京都港区新橋 2-12-17 新橋 I-Nビル 8F
電話：03-6268-8544

被災した太陽光発電設備の保管等について、注意喚起がなされています。

- http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/h30gouu/04_180706_solar.pdf
環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室
電話：03-5521-8358（内線 6825）